

# 会 議 録

## 1 会議名

第1回上越市同和対策等審議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

### (1) 協議事項

① 第5次人権総合計画実施計画について（公開）

### (2) その他

## 3 開催日時

令和5年11月1日（水）午前9時30分から午前11時30分まで

## 4 開催場所

上越市役所木田第1庁舎 401会議室

## 5 傍聴人の数

0人

## 6 出席者名（敬称略）

・委員：寺田喜男（会長）、磯貝芳彦（副会長）、和栗うた子、宮下礼子、横田順子、  
嶋田守雄、紫健一、松岡博志、佐藤理仁、刀根雅人、龍池妃都美、  
佐藤睦子

・事務局：野上総合政策部長、太田多文化共生課長、丸田福祉課長、  
田中健康福祉部参事、橋本高齢者支援課副課長、青山こども政策課長、  
岩崎すこやかなくらし包括支援センター次長、笹川産業政策課長、  
清水学校教育課副課長、竹内社会教育課副課長、  
浅野男女共同参画推進センター所長、加藤人権・同和対策室長  
荒木人権・同和対策室副室長

## 7 発言の内容

議題(1)協議事項 第5次人権総合計画実施計画について

資料に基づき、加藤人権・同和対策室長が概要を説明

### 【寺田会長】

・まず、第2章から第3章について、ご質問やご意見があれば発言してほしい。

【龍池委員】

- ・『第2章第1節(5)「戸籍謄本等の不正取得の防止」』の本人通知制度に関して、不正な取得があったために本人に通知したという件数は把握されているか。

【加藤人権・同和対策室長】

- ・令和4年12月末日現在、登録者数が2,233人いるが、そのうち、制度開始以降に本人へ通知した件数は1,569件あった。これは通知した件数であって、不正な取得の件数ではない。また、直近の通知件数については、手元に資料がないため、会議録の中で回答したい。

※市民課の回答：制度開始以降の通知件数（令和5年9月末現在） 1,820件

【龍池委員】

- ・『第3章第2節3「学校教育における人権教育、同和教育の推進」』に関して、学校のPTAの会議や授業参観に保護者が学校に来られる機会があるが、そういう場を捉えて同和教育や人権教育に触れてもらうような取組を実施しているか。

【清水学校教育課副課長】

- ・授業参観については、保護者に対して事前に周知している。また、地域住民の皆さんを迎えて実施する講演等については、学校だより等を通して事前に周知している。

【寺田会長】

- ・本人通知制度の登録者数だが、1ページの下に記載のある2,390人は何の数字か。

【加藤人権・同和対策室長】

- ・登録者数2,390人は令和5年度末の見込みの数字として記載をしている。直近の登録人数は、9月末現在で2,294人である。

【寺田会長】

- ・登録人数の更なる増加のために、引き続き頑張ってもらいたい。

【嶋田委員】

- ・今の件に関連するが、本人通知制度で本人に通知した件数の中に不正取得が疑われるものがあったのか聞きたい。
- ・2点目として、先程、学校から保護者に対して人権同和教育、部落問題学習を周知しているという話だったが、実際には保護者対象の部落問題学習は開催されていないと思われる。各学校現場で同和教育や部落問題学習を実施する際には、保護者に

周知しているということでしょうか。また、同和学習については、11月17日に東本町小学校の公開授業があり、保護者も多数参加する。このような取組が他の学校でも行われているか。

**【加藤人権・同和対策室長】**

- ・戸籍等の取得について、明らかに不正であるという件数は人権・同和対策室では承知していない。明らかに事件性があり市で対応が必要な案件については、当室に連絡が入り対応することとなるが、当室に連絡があった案件はないため、事件性のあるような不正取得はないものと認識している。

**【清水学校教育課副課長】**

- ・保護者を対象に絞った人権同和教育、部落問題学習は、まだ不足しているという認識である。児童生徒対象の授業に保護者から積極的に参加していただき、一緒に人権同和教育、部落問題学習について考えていただくという取組を進めているところである。保護者対象の取組については、今後、検討させていただきたい。

**【寺田会長】**

- ・人権同和教育、部落問題学習の授業参観といっても、実際は部落問題学習以外の人権学習がほとんどではないか、というのが嶋田委員の危惧しておられることだと思うが、学校教育課ではどう考えているか。

**【清水学校教育課副課長】**

- ・今後、内容についてしっかりと精査をしていきたいと考えている。新潟県では人権教育兼同和教育、上越市は部落問題学習兼人権教育なので、部落問題学習・人権同和教育を中心に据えた取組をぜひ今後も続けていきたいと考えている。

**【嶋田委員】**

- ・頑張って計画を押し進めていただきたい。

**【磯貝副会長】**

- ・本人通知制度について、登録件数が伸び悩んでいるとのことだが、数値目標を設定しているか。
- ・2点目は『第2章第2節(5)「外国人市民に関する相談支援の実施」』に関して、私の住んでいる頸城区では、今年の夏に外国の方々との交流のイベントがあった。このように上越市は外国人の割合が非常に高い市だと伺っているが、他の地域でも同

様のイベントを行っているか。また、このような事業があったときに、市は何らかの支援をしているか。

- ・3点目は、1ページ目の下段に、「教職員の同和研修」という文言があるが、他の箇所では「同和問題研修」とされている。文言が異なっている理由は何か。

**【加藤人権・同和対策室長】**

- ・1点目の本人通知制度の登録件数については、数値的な目標は設定していない。各研修会の開催時や様々な周知活動を通じ、本人通知制度登録者数の増加向上に努めている。県内では上越市が登録件数は一番多い状況であるが、登録者数については担当の市民課と連携し引き続き対応していきたい。
- ・3点目の、教職員の研修会の記載については、正しくは「教職員の同和問題現地研修会」なので、訂正させていただきたい。

**【磯貝副会長】**

- ・数値目標を設定することで、取組方法が具体性を帯びていくと思うので、今後検討していただければと思う。

**【太田多文化共生課長】**

- ・頸城区で開催された交流会は、財政的な支援として市の地域独自の予算を使用している。上越市の中でも多くの外国人の方が住んでいる頸城区で開催されていて、当課で把握している限りでは、頸城区以外では開催されていない。基本的には主催である振興会や町内会がメインの交流会であり、財政的な支援のほか頸城区総合事務所の職員が手伝うなど、一部人的な支援があったと認識している。
- ・私も交流会を見学したが、今回のようなイベントは続いていくと思われる。市内でも徐々に外国人の方が住むエリアが広がっており、頸城区の取組を参考に他の区でも交流会の開催を希望するという話があれば、担当する多文化共生課として相談対応等の協力をしたい。

**【寺田会長】**

- ・このあたりで6月28日の東京高裁判決、インターネットでの部落差別問題について説明いただきたい。

**【加藤人権・同和対策室長】**

- ・インターネットでの部落差別問題については、全国部落調査の復刻版を出版しよう

とした神奈川県のある団体に対し、出版の禁止などを求めた裁判の高裁判決があった。前段の地裁判決ではかなり狭い範囲で原告の主張が認められたが、高裁判決ではその範囲を広げて認められた。中でも「差別されない権利」が認められたことは、部落差別問題だけでなく、他の差別問題における人権救済に影響のある内容である。今後は双方が最高裁への上告も検討していると聞いているので、注視していきたい。このような判決について、私たちも参考にしていきたい。

**【寺田会長】**

- ・ぜひ委員の皆さんには、関心を持って見ていただきたい。

**【佐藤理仁委員】**

- ・7ページの『第3章第2節2(4)「教職員、保育関係職員の資質の向上」』の取組を例に事業の評価について意見を述べる。例えば幼児保育課の事業計画に人権教育同和教育の研修会への参加があり、実施状況として東本町小学校の研修会へ1人の参加をもってAと評価している。昨年度も同様の内容でAと評価している。
- ・人権は心の問題なので評価していくのは非常に難しい面はあると思う。例えば、市民の意識がどう変わったか、児童生徒の意識がどう変わって、いじめの件数が各種取組によってどの位減ったかということの一つ一つ数値目標を出していくのはとても大変だと思う。
- ・しかし、先ほど磯貝副会長が言われたように数値目標が果たして事業計画を達成したと言い切れる数字なのかということを経査していくべきなのではないかと感じているので、来年度にいかしていただければと思う。

**【加藤人権・同和対策室長】**

- ・保育園の例では、参加した職員が園長会等を通じて報告し、各園に広めていくということが行われていることは承知している。ご指摘いただいた数値を客観的に評価する方法については、実際になかなか難しい面もあるが、ご意見を踏まえ、引き続き、見直しを行い分かりやすい評価をしていきたいと考えている。

**【寺田会長】**

- ・なかなか評価は難しいが、やったかやらないかという評価もあり、それによりどのような効果があったかという評価もある。両面から検討してより市民が納得できるような評価に結びつけていければと思う。

- ・次に、第4章から第6章について、ご質問やご意見があれば発言してほしい。
- ・私から、『第4章第1節(4)「人権啓発の推進」』において、福祉課の事業で周知啓発に資するリーフレットの配布を行ったとあるが、配布枚数と配布先を紹介していただきたい。

**【丸田福祉課長】**

- ・障害者差別解消法に基づき、障害のある方への合理的配慮が求められており、合理的配慮を周知啓発するリーフレットを約2,000の会員がいる商工会議所や13区の商工会を通じて各企業の方に配布をしている。

**【磯貝副会長】**

- ・『第5章第1節(4)「性別による役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動」』に関する講座を開催したとあるが、どのような内容か。また、参加者の男女の割合はどうだったか。

**【浅野男女共同参画推進センター所長】**

- ・講座は本審議会以降の11月に開催を予定しており、男女の割合はまだ把握できていない。実施内容は今後決定するが、固定的性別役割分担意識の解消というテーマで、例えば女性の市政参画への取組や地域協議会委員への参画を呼び掛けるような講座等を予定している。

**【寺田会長】**

- ・『第4章第3節(2)「地域生活の支援」』において、生活援護課の事業で個別避難計画が未策定となっている町内会を対象に計画策定支援を行い、避難支援体制の構築を促進したとあるが、現在の状況はどうか。

**【橋本高齢者支援課副課長】**

- ・昨年は高齢者支援課が担当していたので、分かる範囲でお話させていただく。個別避難計画未作成町内会がいくつかあり、非常に規模の大きい町内会が残っている。町内会長を訪ねて話を聞き協議したところである。今年度は担当課が生活援護課に移り社会福祉協議会の協力のもと事業が進められていると思われる。本年度の詳細は分かりかねるがそのような状況である。

**※生活援護課の回答：市内821町内会の内、未作成は3町内会**

**【寺田会長】**

- ・『第5章第3節(2)「女性登用率の向上」』で、毎年登用率の向上を目指しているが、去年と比較して登用率は上がっているのか。また、目標は設定しているのか。

**【浅野男女共同参画推進センター所長】**

- ・令和5年3月末までを期間とする第3次男女共同参画基本計画では、クオータ制を目指して登用率の目標50%としていたが、登用率が上がらない状況であった。そのため令和5年4月からの第4次男女共同参画基本計画では、計画到達の令和9年度に30%を目指すという目標値を掲げた。地域協議会委員等、手挙げ方式等で男女を指定できないような委員会も多くあるが、審議会からは、市職員が意識を持って取り組み進めていかなければならないとのご意見もいただいております、事務局としても働き掛けを行い、審議会委員の女性登用率を高めていきたいと考えている。

**【寺田会長】**

- ・令和4年度末で28.2%であったということなので、ここから先の伸びが難しいかもしれないが到達可能な数値である。
- ・『第5章第4節(7)「学校で働く女性教職員の活躍推進」』だが、学校では校長会で指導した結果、女性教職員の活躍する場面は増加しているか。

**【清水学校教育課副課長】**

- ・女性管理職の割合は、令和3年度の16.7%が令和4年度は18.8%となった。今年度末の人事異動後の数値は未確定である。学校でミドルリーダーと呼ばれる女性職員にも声を掛け、積極的に力を発揮していただくよう働き掛けを行っている。人事異動によって変動はあるが、女性の登用率の向上につなげていきたい。

**【佐藤睦子委員】**

- ・1点目は『第6章第2節2(1)「就学前教育における国際理解教育」』の保育教育者への資質・指導力の向上において、「国際的理解」と「国際理解」の2つの文言があるが、それぞれどのような内容で書かれているか。
- ・2点目は、同じく『(2)「学校教育における国際理解教育」ア外国人市民の児童生徒に対する指導の充実』において、「外国人市民の児童生徒」という表現があるが、私たちは「外国につながる子ども」という表現をする。現在、外国籍といっても、外国籍から日本国籍になっている人もいれば、二重国籍を持っている人もいる。日本語支援の対象は外国人だけではないので、この言葉をどう整理しているか。また、

「イ国際化に対応した国際理解教育の推進」として、教職員の方々はいろいろな事をされているはずなので、その辺りを伺いたい。学校の国際理解教育における人権啓発に関する資質の向上について、教職員の方々に対してどんなところで、どのようなことをされているのかお聞きしたい。

- ・3点目は『(3)「社会教育における国際理解教育」エ市職員の資質の向上』で、やさしい日本語講座を毎年開催しているが、市民や企業に向けての講座も開催しているので、そこはどのように表していくのかというところをお聞きしたい。

#### 【清水学校教育課副課長】

- ・1点目の「国際的理解」という表現について、「国際理解」が正しいと考えているが、確認した上でお答えしたい。
- ・2点目の教職員の国際理解に対する知識・理解力を深めるための取組については、確かに項目としては起きていないが、学校課題に対応するための校内研修等の場において、例えば国際理解教育やSDGsなどの知見を持つような取組が各校で行われている。

※1点目の回答：資料の表記を下記のとおり訂正する。

「外国人市民の児童生徒」は、「外国につながる児童生徒」とする。

「国際的理解」は、「国際理解」とする。

#### 【寺田会長】

- ・佐藤睦子委員ご意見は、「(3) 社会教育における国際理解教育」には「エ市職員の資質向上」があるので、教職員の資質向上があってもよいのではということでしょうか。

#### 【佐藤睦子委員】

- ・『(1)「就学前教育における国際理解教育」』にも「ア保育・教育者の資質と指導力の向上」があるのに、「(2) 学校教育における国際理解教育」にないのはどうなのか。
- ・外国につながる子ども達が本当に増えている中で、この分野は教職員の採用試験にもなく、一般教養としても新しい分野だと感じている。教職員の理解が進むと子ども達の理解が進み、その結果、子ども達の人権を守ることにつながる。これは、保護者の人権にもかかわるので、そのような項目があるとよいのではないかと。

#### 【寺田会長】

- ・今後の課題でもありますので、計画の中でどう位置付けるか検討をお願いしたい。



※学校教育課の回答：教職員の資質の向上については、今後検討する。

【佐藤睦子委員】

- ・やさしい日本語講座は、外国人労働者を雇用する企業や留学生がいる上越高校でも開催された。日本人がやさしい日本語を使って歩み寄ることが人権につながっていくので、その辺りを書いていただけるとよいのではないか。

【太田多文化共生課長】

- ・やさしい日本語講座は『(3)「社会教育における国際理解教育」エ市職員の資質の向上』に記載があり、上越国際交流協会に委託して上越高校等で開催されており、市職員だけでなく、外国人を含む市民全体によるコミュニケーションの円滑化を趣旨として、就労目的で滞在する外国人が多い中で、相手の言語に配慮した言葉遣いが重要であることを伝えている。
- ・上越市内にはフィリピン始め、ベトナム、スリランカなどの東南アジアからの住民を含む合計 50 カ国近くの外国籍市民が在住し、各言語に対応しようとするのが困難であるため、やさしい日本語を市民や企業の方々から理解し実践していただき、コミュニケーション不足の解消につながるように普及することは重要であると認識している。実施計画にどのように反映させるかは検討させていただきたい。

【寺田会長】

- ・第 4 章から第 6 章の関係で、就労に関してご意見があればお願いしたい。

【刀根委員】

- ・障害者の就労の状況について、公共職業安定所では、共生社会の実現に向けて様々な取組をしており、障害者雇用促進法では法定雇用率が定められている。これは 5 年毎に見直され、民間企業では令和 6 年 4 月に 2.3%から 2.5%へと 0.2%上がり、令和 8 年 7 月には 2.7%に上がることになる。
- ・昨年の上越地域の民間企業の雇用率は 2.42%で、現在集計中の今年度の数値は上昇すると見込んでいる。また、法定雇用率を達成する企業の割合は昨年の 60%台から、今年初めて 70%超えを見込んでおり、達成できていない 30%近くの企業に対して指導を継続していく。

【寺田会長】

- ・次に、第 7 章から第 9 章について、ご質問やご意見があれば発言してほしい。

- ・『第7章「高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実」』における高齢者の人権に関することは、各学校の人権教育の年間指導計画に含まれているか。

**【松岡委員】**

- ・東本町小学校の人権教育の指導計画では、社会に存在する差別問題の一つとして高齢者のことを扱っている。副読本の「生きる」にも、高齢者に関するエピソードがあったと思うので、各校の状況に応じて取り組んでいると思われる。

**【寺田会長】**

- ・『第8章「子どもの人権の確保」』について、計画には記載はないが、いじめの件数はどうか。

**【清水学校教育課副課長】**

- ・全国的な傾向と同様に当市でもいじめの認知件数は増加している。積極的認知と捉えることもできるが、まずは事案を早期に把握し報告を受けながら、可能な限り丁寧に迅速に初期対応に取り組んでいる。早期に対応してもすぐにいじめの解消とは判断せず、最低3ヶ月は見守りが必要なので、丁寧に対応している。

※回答：令和4年度いじめの認知件数 小学校 276 件、中学校 149 件

**【磯貝副会長】**

- ・上越市内において子ども食堂はどのくらいあるか。

**【黒津こども政策課長】**

- ・子ども食堂の定義は大変難しく様々なスタイルがあるが、市内では5から10件位である。こども政策課では子ども食堂の開設の相談に乗るなど後方支援をしている。また、初めて開設される際には当課の職員も参加し、子ども様子や運営上の課題などを聞き取るなど、伴走型で支援している。

**【寺田会長】**

- ・最近、ヤングケアラーが問題になっているが、取り組んでいることはあるか。

**【黒津こども政策課長】**

- ・上越市では子育てプロジェクトを通じて、ヤングケアラーなどの支援が必要な子どもたちのセーフティネットの強化に取り組んでいる。こども政策課や教育委員会、福祉部門と会議を設置し、その対応を集中的に研究してきた。その一つとして、学校の人権教育テキスト『えがお』で初めてヤングケアラーについて触れた。また、

児童福祉法の改定に伴い、令和6年4月に子ども家庭センターを設置する予定で、市全体のヤングケアラー支援の体制づくりにも取り組んでいる。

**【佐藤睦子委員】**

- ・親の通訳のために子どもが学校を休むという事案を今年度も2件ほど把握しているので、支援の対象にしてほしい。また、宗教二世の問題で、外国の方の信教によって修学旅行に行けないという事例も1件あったので、視野に入れていただきたい。

**【黒津こども政策課長】**

- ・このような事例をお聞きすることで、支援の精度が高まると考えている。子どもたちが平日に母親の通訳として市の窓口につき添ってくるケースもあり、その際には声をかけて支援が必要かどうかの確認を行っており、市役所の手続きの場面等も捉えて支援をしていきたい。

**【嶋田委員】**

- ・『第9章「様々な人権問題への対応」8「インターネットによる人権侵害」』について、市が部落差別や人権侵害の書込みを監視している中で、その書込み内容と件数、法務局への削除要請件数と削除された件数を教えていただきたい。

**【荒木人権・同和対策室副室長】**

- ・上越市内の差別的な事案について監視しており、神奈川県が被差別部落をインターネット上に公表している事案について、法務局に2件の削除要請を行った。結果として、動画は削除されたが、写真や文言についてはまだ残っている状況である。

**【嶋田委員】**

- ・その他の差別的な書込み等に対する状況を聞きたい。  
糸魚川市では、12件の削除要請を行い、7件が削除され、5件は人権侵害に当たらないと判断され削除されなかったようだ。

**【荒木人権・同和対策室副室長】**

- ・被差別部落関係を中心に監視している中で、過去に掲載されたものが3件あり、削除要請したが削除に至っていない。

**【嶋田委員】**

- ・法務局への削除要請は、同じ文言であっても削除されるまで何度でも繰り返し行ってほしい。

### 【刀根委員】

- ・今回初めて審議会に参加したが、委員構成の中に「学識経験者」の行政機関として法務省や法務局が入っていない理由は何か。人権擁護委員の方がおられるので、それに代えているのか教えていただきたい。

### 【加藤人権・同和対策室長】

- ・法務省・法務局の関係では、人権相談業務等を踏まえて意見をいただくよう人権擁護委員の方から委員になっていただいている。委員構成については、審議に必要な方がおられれば加わっていただくなど、引き続き検討していきたいと考えている。

### 【寺田会長】

- ・以上で予定していた本日の議事は終了する。これで私の役割を解かせていただき、多くのご意見等をいただき感謝する。

#### 議題(2)その他

委員への配布資料について荒木人権・同和対策室副室長が説明

- ・令和5年度版人権・同和対策事業の概要

#### 8 問合せ先

総合政策部 多文化共生課 人権・同和対策室

TEL : 025-520-5683 (直通) E-mail : jdtaisaku@city.joetsu.lg.jp

#### 9 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。